

○財務省告示第百五十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和二年六月二十七日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和二年六月二十六日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

送 出 後				送 出 前			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸入統計品目表				輸入統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
29.01	[略]			29.01	[同左]		
29.18	[略]			29.18	[同左]		
29.19	[略]			29.19	[同左]		
29.19	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.19	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
2919.10	[略]			2919.10	[同左]		
2919.90	ーその他のもの			2919.90	000 ーその他のもの		KG
	100 ーートリス（クロロプロピル）ホスフェート		KG				
	900 ーーその他のもの		KG				
29.20	[略]			29.20	[同左]		
29.42	[略]			29.42	[同左]		
[略]				[同左]			